

# 氷見市物価高対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)のおしらせ

◇ 支給対象世帯 (以下の①～③の要件をすべて満たす世帯です。)

- ① 令和5年12月1日(基準日)に氷見市に住民登録のある世帯
- ② 世帯全員が、令和5年度の「住民税所得割」が非課税の世帯  
※ただし、世帯員全員が住民税均等割非課税の世帯、氷見市物価高対応重点支援給付金(7万円)の支給対象世帯及び租税条約により課税免除となっている世帯は除く。
- ③ 世帯全員が、住民税が課税されている親族等の「扶養」となっていない世帯

◇ 受給方法 (以下の居住要件等によって違います。)

(1) 上記の支給対象世帯で、世帯全員が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合は

- 対象となる世帯(世帯主)宛に、氷見市から支給要件の確認事項を書いた「**確認書**」が届きます。
- 「確認書」を記入し、必要な書類等を添付して**返送してください**。

(2) 上記の支給対象世帯で、令和5年1月2日以降に転入した世帯又は転入した方がいる場合は

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。確認書は届きません。
- 申請書と必要書類を給付金窓口へ直接または郵送でご提出ください。  
※転入した世帯員全員の、前住所地の住民税課税証明が必要です。

**ご注意ください!**

(1) 「確認書」は、住民登録の住所に送付されます。

※税や年金、介護保険のような継続的な事業でないため、転送はできません。  
長期入院や施設入所、転居届をされていない方は、ご注意ください。

(2) 以下の方は、**氷見市では受給できません**。

★令和5年12月1日以前に氷見市外へ転出された場合は、  
転出先の市町村にお問い合わせください。

★令和5年12月2日以降に氷見市内へ転入された場合は、  
転入前の市町村にお問い合わせください。

**★確認書、申請書等の提出期限は、「令和6年5月31日必着」です。**

受給に関するお問い合わせ

給付金担当窓口

電話 0766-74-8137 (振込日、振込先などはお答えできません。)

期間: 令和6年1月23日から5月31日まで 時間: 9:00~17:00 (平日のみ)